

での住民)数名、ヘルパー2 級資格者1 名、要介護者10 名程度で毎日が動いている。

②なかよし交流館の取り組み

なかよし交流館は、田野町が町営で運営する施設である。基本構想は、下図にあるような介護負担の軽減や子育て支援、孤立解消などをねらいとして、町中みんなが家族のように集える拠点を目指している。具体的な支援メニューとしては、子育て支援、介護支援、自立支援、心のリフレッシュ等がある。利用対象者は高齢者から障害のある子ども、引きこもりがちな大人まで幅広い。一日平均20名程度が利用している。介護保険制度は活用しておらず、運営費は利用料と地域支援事業の委託費、あとは町の持ち出しとなっている。

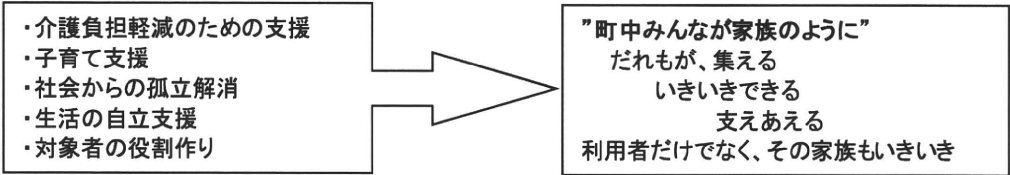
なかよし交流館の活動の特徴は、いろんな人がそこに集い、そこでその人らしい役割を果たせるように支援するという点にある。そのために、「食」を介した交流を大切にしている。また、専門職のスタッフ以外に、住民サポーターというシステムを導入しており、住民の運営参加を確保したり、支援の必要な人が運営面でのサポーター

ーとしての役割を得られるように工夫されている。当初は、専門職スタッフが運営を担っていたが、月に一度の定例会をとって、サポーター自身が運営に係わるようになり、徐々に住民自らが運営する体制へと変化している。また、住民サポーターのなかから、高知県が進めるいきいき百歳体操を自分の地区でもしたいという声があり、地域のサロンとなかよし交流館の介護予防機能が融合する取り組みも始まっている。

③地域共生の良さ

なかよし交流館でもう一つ力を入れているのが、子育て支援である。乳幼児の一時保育を実施しているが、子育て中の母親を支援するだけでなく、これによって、そこに集う人の世代間交流が生まれ、多様な関係の中で高齢者にも子どもにもいい影響が出ている。町民みんなが家族のようというなかよし交流館の理念によって、転勤等で引っ越してきて、地域との関係が薄かった母親にも、子どもともに居場所ができたという効果も出ている。

(なかよし交流館基本構想) 運営：田野町



なかよし交流館での支援メニュー

子育て支援	・・・ 乳幼児の一時預かり
介護支援	・・・ 日常生活援助
自立支援	・・・ パワーリハビリ・介護予防教室
心のリフレッシュ	・・・ 一人で悩まない 自由に集える場 各種グループの活動の場

※ 全て出来なくていい。「できること」から始め、「できること」を認め合おう

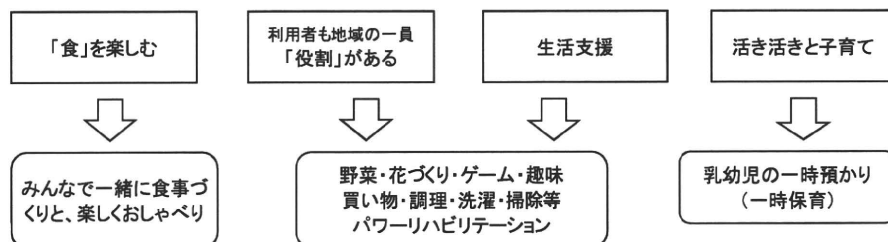
(利用対象者)

介護を要する高齢者 障害のある人 障害のある子供・乳幼児 子供から大人までの閉じこもりがちな人	を対象とし、20人／日(平日)・5人／日(土日祝日)が利用
--	-------------------------------

(目的)

- ① 利用者もサポーターも、味で(舌)、見て(目)、会話をしながら聞きながら(耳)、やすらぎ・ゆとりを感じながら(心)、「食」を楽しむ。
- ② 誰もが何かしらの役割があり、その事を認め理解し、その人らしくその役割が果たせるように支援し、支援される。
- ③ サポーターは、できない事ではなく、できる事を見つけ、利用者もサポーターも互いに一緒に楽しく支えあえる関係を築く。

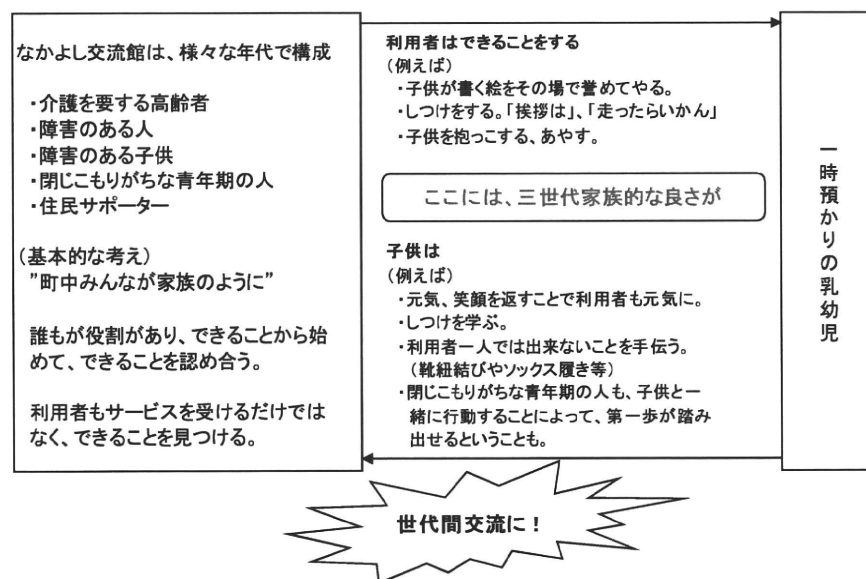
(活動内容)



(住民サポーター)

有償サポーター	無償サポーター	環境サポーター
活動時間：9:00～15:00 日 当：2,000円 登録者数：8名 食事の用意 会話・掃除等の日常生活応援者	活動時間：拘束時間無し 日 当：無償 人数(登録制無し)：5名 有償サポーターと同じ活動 できることで応援・参加	日 当：500円 登録者数：6名 閉じこもりがちな青年期の人を中心に社会参加の第一歩として、館内外の清掃活動を担当

乳幼児と施設利用者のと関わりあい



また、地域とのつながりも

- ・転勤族で小さな子供を持つ母親・・・地域でつながりがなく、不安を抱えている。(居場所がない)
- ↓
- 何かのきっかけで一時保育を利用する。
- ↓
- その目的(町民誰もが家族のように)、活動から、自分の居場所が見つかったように考える。
- ↓
- 子供と一緒に、母親は無償サポーターとして、子供は一時保育として、なかよし交流館を利用。

第1章 あったかふれあいセンターの政策的意義と実態

3節 あったかふれあいセンターの機能とタイプ

研究協力者 奥田 佑子
（日本福祉大学地域ケア研究推進センター研究員）

研究要旨：高知県が想定する「あったかふれあいセンター」の機能と類型が実際にはどのように提供されているかを把握している。結果、必須の「通う」機能に次いで「送る」「交わる」「学ぶ」という機能の実施率が高い。それに対して「泊る」は2件と非常に少ない。移動支援や地域福祉の啓発的な拠点でありケアの重点的な拠点としての機能はまだ果たし得ていない。展開パターンでは、社協を中心としてサロン拡充型の取り組みが多く、社協による地域福祉強化策の一環として位置づいている。

A. 目 的

高知県は、国が提示した「フレキシブル支援センター」を高知県独自に「あったかふれあいセンター」として、政策化し、普及を図っている。高齢化・過疎化の進む中山間地域において、多種多様かつ小ロットのニーズに対応できるサービスの形として、小規模で多機能な拠点を構想している。地域で支援を必要とする人は誰でも利用が可能であり、高齢者、障害者、子ども、子育て中の母親などが想定されている。機能の例としては、サロンやデイサービスのように「集う」機能が必須となっており、そのほかは、「泊まる」「預かる」「訪ねる」「働く」「送る」といった機能を、それぞれの地域のニーズに応じて提供する形となる。また、雇用創出の場、運営への住民参加、廃校校舎等遊休施設の活用等、地域でのさまざまな役割が期待されている。

また、高知県では、あったかふれあいセンターの取り組み例として、3つの展開パターンを想定している。高齢者のデイサービス等に併設する「高齢者施設併設型」、障害者の地域活動支援センター等に併設する「障害者施設併設型」、社協が実施するいきいきサロンなどに併設する「サロン拡充型」である。

本節ではこの高知県が想定した「あ

ったかふれあいセンター」の機能や展開パターンが実際にどのように実施されているかを把握することを目的としている。

B. 方 法

高知県が作成した「あったかふれあいセンター」を紹介する情報から、機能を整理している。また、県提供資料より展開パターンを集計した。事例については、その代表的な取り組みが分るように高知県ホームページに掲載されている資料を掲載している。

C. 結果・考察

1) あったかふれあいセンターの機能

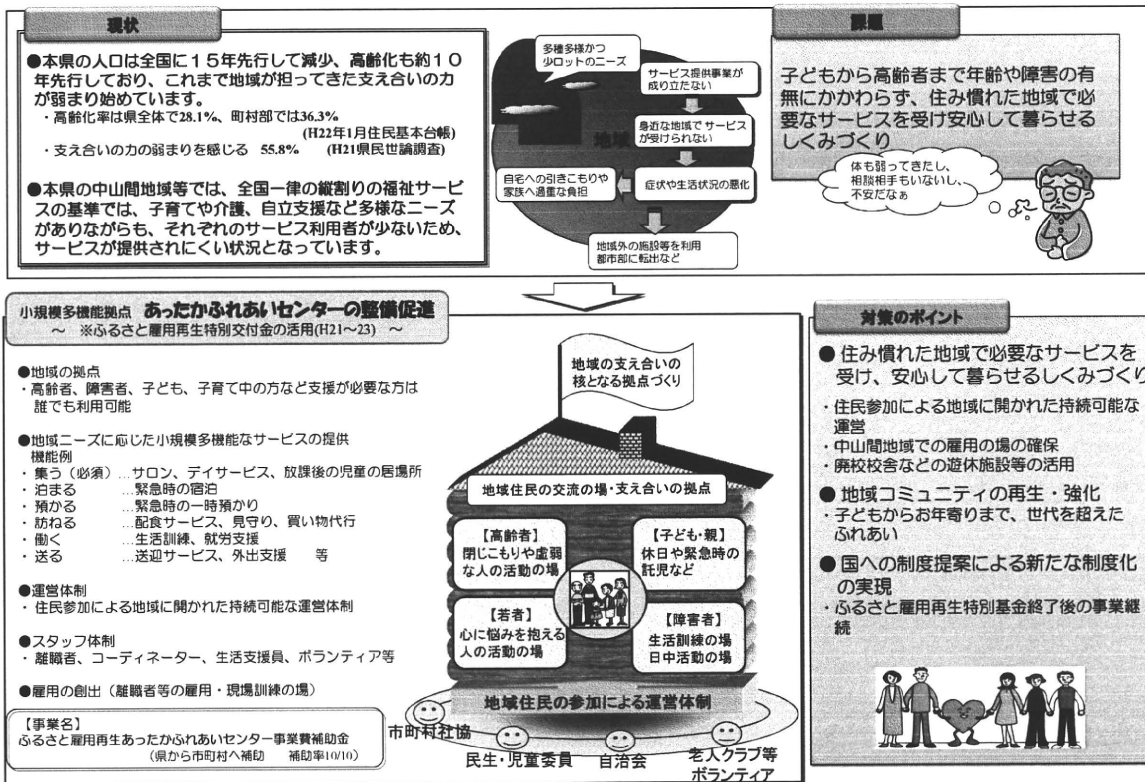
申請段階における事業の内容から、機能の実施状況を見ると、「通う」機能に次いで実施が多いのが「送る」、次いで「交わる」「学ぶ」と続く。「泊る」は37件中、2件と非常に実施数が少ない。「送る」の内容は、事業に関連する送迎と、外出支援・買い物支援があり、移動サービスとしてとらえると、重要な機能の一つとみることができる。「交わる」や「学ぶ」は月に1回、年に数回など、イベント的な扱いになるため、拠点の支援機能というよりも、地域福祉の啓発・普及などにおいて重要な機能を果たしていると考えられる。

高知県が想定する「あったかふれあいセンター」の機能と取り組み例

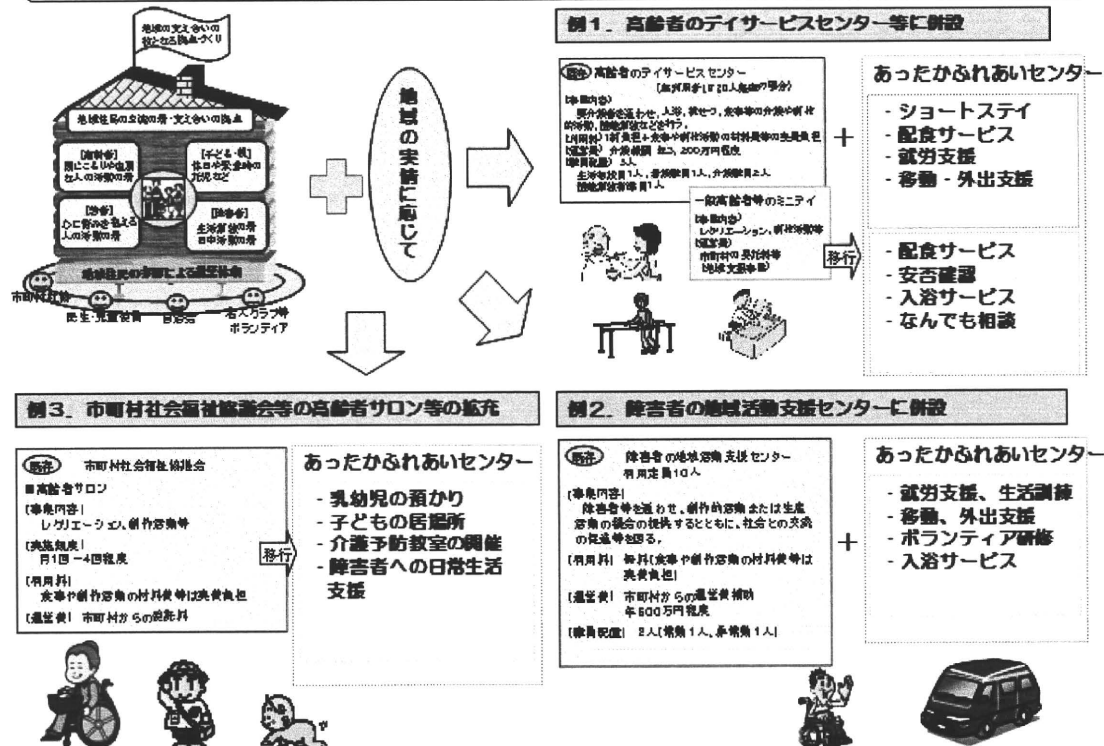
あったかふれあいセンターの整備促進

地域福祉政策課

【予算額】 H21当初 150,000千円 → H22予算額 529,964千円

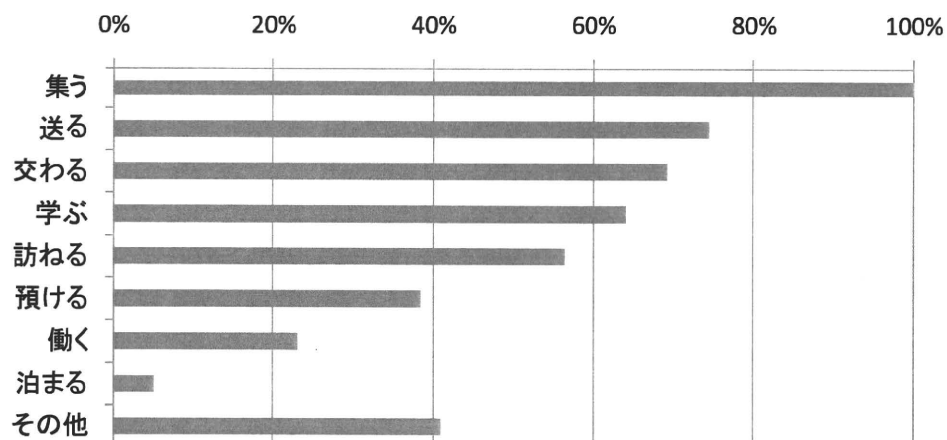


「あったかふれあいセンター」取り組み例



図表 1 あったかふれあいセンターの機能と実施数

機能	内容	数	割合
集う (必須)	サロン、デイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる事業	39	100%
泊まる	利用者が、緊急時、体調に不安がある時等に宿泊することができる事業	2	5%
預ける	託児所、宅老所等、緊急時の一時預かりを行う事業	15	38%
訪ねる	見守り訪問、家事援助、配食サービス等を行う事業	22	56%
働く	就労支援及び生活訓練を行う事業	9	23%
送る	送迎サービス、外出支援等、利用者を移動を支援する事業	29	74%
交わる	花見、収穫祭等、利用者と地域とが交流できる事業	27	69%
学ぶ	ボランティアに対する研修等、地域福祉が推進されるための勉強会を開催する事業	25	64%
その他	その他地域のニーズに応じた制度外のサービスを提供する事業	16	41%



2) あったかふれあいセンターの展開パターン

実際に22年度までに立ち上げをおこなった事業所39か所の実態をみると、サロン拡充型が最も多く全体の69%を占めている。次いで、高齢者施設併設型23%、障害者施設併設型8%となっている。また、サロン拡充型の中に、地域の中にある集会所などの複数の拠点に出向いてサロンを行う「サテライト型」の展開がみられる。こうした事業所は、サロン拡充型27か所のうち11か所でみられ、全体の28%に相当する。

こうした事業の展開は、事業の運営主体と大きく関係している。高知県では、この事業自体が社協強化のねらいをもっていることもあり、事業の半数以上が社会福祉協議会によって担われている。社会福祉協議会では、この事業を活用して、サロンの強化を図る動きが主流となっており、サロン拡充型が増えているといえる。サテライト型は、町全体を視野に入れた社協ならではの展開であるともいえる。

3) 代表的な取り組み例

以下に、あったかふれあいセンターの実際の取り組み例を紹介する。①サロン拡充型の取り組み例として、北川村社協によるサテライト型のサロンの展開と、宿毛市の離島における取り組みの2事例、②高齢者施設併設型の取り組み例として、社協のデイにあったかを併設している香南市、廃校になった校舎を活用して、小規模多機能型居宅介護に併設している土佐清水市の事例を、③障害者施設併設型あ野取り組み例として、作業所や地域活動支援センターに併設している四万十町の例を紹介する。

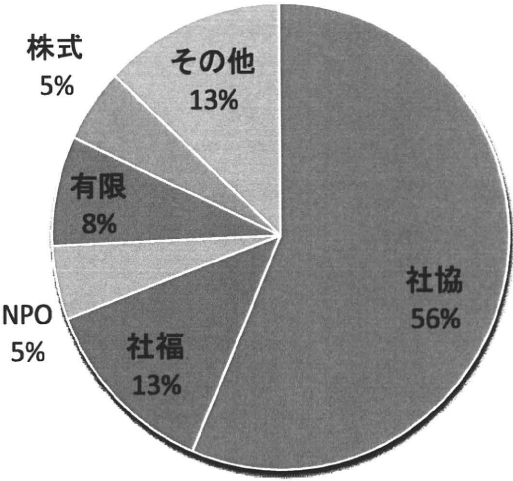
北川村のサテライト型のサロン展開は、あったかの中でも、典型的な取り組みであり、新たな職員の雇用によってコーディネーターが自由に動ける条件を整備し、地域のニーズを新たに拾い上げる体制が出来ているという点で、代表的な成功事例であるといえることができる。

展開パターンによる類型 (39か所分)

- ①高齢者施設併設型 9 (23%)
- ②障害者施設併設型 3 (8%)
- ③サロン等拡充型 27 (69%)
うち、サテライトと思われるもの11 (28%)

法人種別による類型

法人種別	数	割合
社会福祉協議会	22	56%
社会福祉法人	5	13%
NPO	2	5%
有限会社	3	8%
株式会社	2	5%
その他	5	13%
合計	39	1



サロン等
拡充型

《北川村あったかふれあいセンター》

(北川村社会福祉協議会)

保健センターでミニデイサービスを実施するとともに、居住地に近い集会所等をサテライトとして活用し、介護予防活動、送迎、買い物支援など、よりきめ細かなサービスを実施

H22.3月 住基人口

村人口 1,487人

高齢化率 39.0%

課題(ニーズ)

- ・移動手段を持たない高齢者等は閉じこもりがちになるので、交流の場づくりなどの支援が必要
- ・過疎化高齢化で、地域での支え合いの力が弱まっている

提供サービス

- 1 ミニデイサービス(保健センター)**
閉じこもり防止や認知予防のため、高齢者、障害者等を対象に、健康チェック、体操、レクリエーション、昼食、入浴サービスなどを実施
- 2 サテライト支援(村内9ヵ所)**
より身近な地域集会所等を活用して、住民が主体となった「集い」の場づくりを支援
- 3 送迎サービス(保健センター・サテライト)**
保健センターや村内9ヵ所の活動拠点への送迎や買い物援助、外出支援サービスを実施

利用者

- ・開設時期:平成21年7月1日
- ・開所後延べ利用者数 3,323人
- ・3月の利用実績
高齢者255人、障害者4人
- ・1日平均利用者数 12人

従事者数

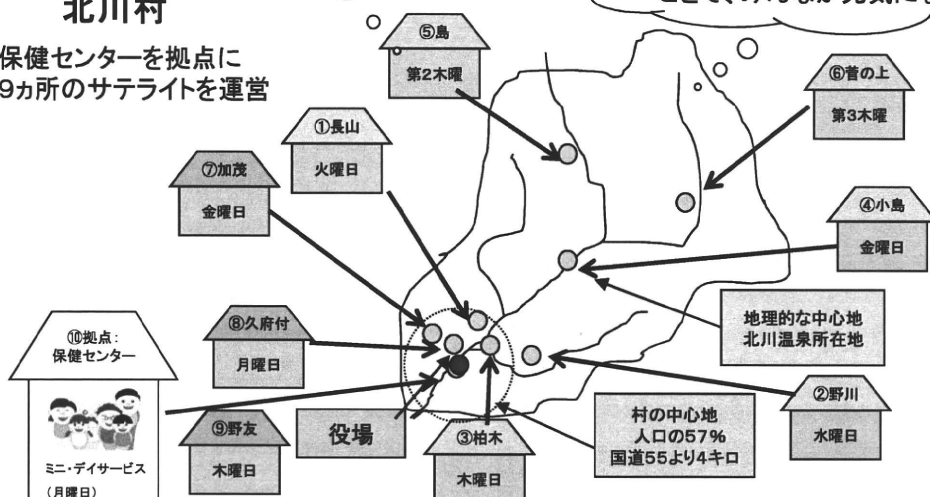
新規雇用者	2名(2級ヘルパー資格者)
資格取得等	介護予防サービス研修等
その他従事者	コーディネーター1名 障害者の有償ボランティア1名

家で1人でいると話す機会もない。
自分たち年寄りも、交流がほしい

地域の人たちと一緒に活動することで、みんなが元気になる。

北川村

保健センターを拠点に
9ヵ所のサテライトを運営



サロン等
拡充型

《宿毛市あったかふれあいセンター「沖の島」》

(社福 高知西南福祉協会)

離島のため制度サービス提供が十分でなく、保育園も休園しているため、地域のニーズに応じて、様々な制度サービスを複合的に補完

H22.3月 住基人口

市人口 23,104人

高齢化率 28.3%

課題(ニーズ)

- ・介護や障害者支援など福祉サービスを行う施設はなく、保育所も平成15年度から休園
- ・働きたくても、子どもを預けるサービスがない
- ・利用者の掘り起こし
- ・移動手段の確保

提供サービス

- 1 託児所機能
乳幼児の一時預かりや子どもの居場所づくり
- 2 宅老所機能
介護予防教室や日常生活支援
- 3 障害者支援機能
障害のある方の在宅支援
- 4 訪問
高齢者等の見守り訪問や生活支援
- 5 送迎
送迎や外出支援サービス

利用者

- ・開設時期:平成21年8月17日
- ・開所後延べ利用者数 2,076人
- ・3月の利用実績
高齢者74人、障害者19人
子ども49人
- ・1日平均利用者数 9人

従事者数

新規雇用者	4名 (1級・2級ヘルパー資格者3名)
資格取得等	保育園、介護事業所等での 現場研修を実施
その他従事者	コーディネーター0.5名 生活支援員2名

※ 沖の島

- ・四国の西南半島の離島
- ・人口 約250人 高齢化率49%
- ・要介護認定者 10人
- ・障害認定者 30人
(身体23人、精神7人)
- ・小学生以下 5名 (H22.3月現在)
(乳幼児4名、小学生1名)



地域のお年寄りも、体操したり、子どもと一緒に遊ぶことで元気に。

保育園がなく友達もいなかったもので、おばあちゃんや他の子どもと一緒に過ごせることがいい。



弘瀬地区 5日/週 (拠点)

デイサービスセンターに併設した拠点を中心に、各地区でサテライトを配置し、子育てや生活支援、見守りや支え合いの地域づくりを行う

H22.3月 住基人口

町人口 34,457人

高齢化率 26.6%

課題(ニーズ)

- ・一人暮らしの高齢者は、閉じこもりがちで、話しをしたり、ふれあう場所が必要
- ・体操や創作、野外活動など、高齢者が気軽に利用できる集まりの場や機会が欲しい
- ・交通の便が悪く、買い物など生活支援が欲しい

提供サービス

- 1 高齢者等のサロン**
地域の中で支援の必要な高齢者や障害者等誰もが気軽に集える場づくり
- 2 地域との交流**
地域の幼稚園児といっしょに、農作業や夏祭りを行う等、地域や子ども達との交流を行う
- 3 送迎サービス**
利用者の送り迎えや、買い物への送迎等、高齢者の自立と生活の質の向上を行う。

利用者

- ・開設時期:平成21年6月1日
- ・開所後延べ利用者数 4,766人
- ・3月の利用実績
高齢者151人、障害者39人
- ・1日平均利用者数 9人

従事者数

新規雇用者	2名
資格取得等	ヘルパー2級
その他従事者	コーディネーター0.4名 運転手0.6名 調理員0.6名

・子どもたちとの交流は楽しい。元気をもらえる。

・収穫が待ち遠しい、昼食の材料に使いたい。

・家にいても、テレビを見て、座りゆうだけなので、ここへきていろんな人と話ができることがうれしい。

・体操をしないで、肩が凝らなくなって、夜もぐっすり寝れる。レクリエーションのゲームも楽しい。

・ここで、お昼みんなと一緒にごはんを食べると美味しい。



あったかふれあいセンター



デイサービスセンター
「みかんの里」に併設



高齢者事業所
併設型

《土佐清水市あったかふれあいセンター「あんきな家」》

1箇所で事業を複合的に行うことで、子どもから高齢者、障害者がふれあうことのできるコミュニティづくり

H22.1月住基人口

市人口 16,774人

高齢化率 37.8%

課題(ニーズ)

・介護が必要な状態になると、事業所中心となり地域との関わりが少なくなるため、地域とのつながりが継続できるしくみづくりが必要

・世代を超えた交流の機会が少ないため、子どもと高齢者の交流など、お互い高まり合うことのできるコミュニティづくりが必要

提供サービス

1 高齢者等のサロン

地域の中で支援の必要な高齢者や障害者などが、集い、交流する場づくり

2 子どもの居場所

放課後の学童の居場所や一時預かり

3 送迎サービス

利用者の送り迎えや外出支援

利用者

開設時期: 平成21年8月1日
10月～12月の平均利用者数
高齢者 19人/月
障害者 4人/月
子ども 84人/月※
※小学校との交流含む

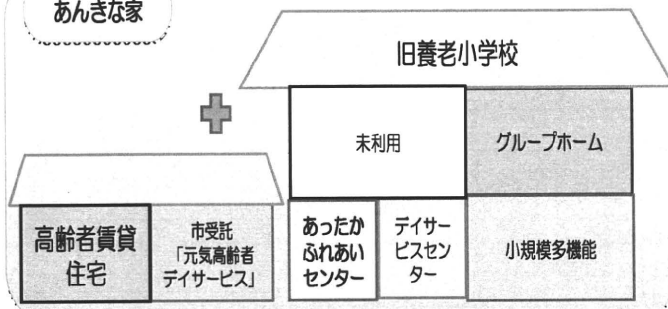
従事者数

新規雇用者	3名
その他従事者	コーディネーター1名・ 生活支援員1名

小さな子どもと一緒にいると、認知が進む高齢者も生き生きとしている

顔馴染みのスタッフや地域の方々と一緒に過ごすことができ安心

あんきな家



障害者事業所
併設型

《四万十町あったかふれあいセンター「やまびこ」》

(社福 さくら福祉事業会)

障害者施設に併設することにより、子どもから高齢者まで、
年齢や障害の有無に関係なく、多様なニーズにきめ細かく対
応

H22.3月 住基人口

町人口 19,815人

高齢化率 37.0%

課題(ニーズ)

- ・障害者や高齢者、閉じこもりがちの方は、話をしたり、ふれあう場所が必要
- ・隣接する小学校には学童保育がなく、放課後の子どもの居場所づくりが必要

利用者

- ・開設時期:平成21年9月1日
- ・開所後延べ利用者数 2,752人
- ・3月の利用実績
高齢者133人、子ども119人
障害者とは併設事業所との日常的な交流実施
- ・1日平均利用者数 11人

従事者数

新規雇用者	3名(准看護師、ヘルパー2級2名)
資格取得等	ヘルパー2級、障害者施設生活介護実習
その他従事者	コーディネーター1名・運転手1名

提供サービス

- 1 集い(介護予防教室、健康体操)**
介護予防を目的にミニデイ等を実施。90歳を越しても介護認定を受けていない方も参加するなど、自立した生活を支援。
- 2 生活支援(入浴サービス・日常生活支援)**
介護者も高齢化し、自宅での入浴が困難となっている方もおり、介護者の負担軽減のため、入浴サービスを実施。
また、包括支援センターと連携し、栄養・食事指導など生活支援を行い、自立した生活を支援
- 3 子どもの居場所(子育て支援)**
放課後の子どもの居場所づくり、子育て支援として、子どもの一時預かり(学童保育)を実施
- 4 送迎サービス**
利用者の送り迎えや外出を支援

地域住民の交流の場・支え合いの拠点



2
F
1
F



みんながここに寄ってきて、心のふれあいができることが一番相談ごととは全て聞きますよ。

※「旧田野々診療所」を活用

地域活動支援センター・あったかふれあいセンター

やまびこ大正作業所 就労継続支援(B型)事業

病院にちょっと行きたいと思ったときに、子どもを預かってもらえるので助かっています

第1章 あったかふれあいセンターの政策的意義と実態

4節 あったかふれあいセンターの機能の組み合わせ

分担研究者 齊藤 雅茂¹⁾

1) 日本福祉大学地域ケア研究推進センター主任研究員

研究要旨：今後の研修プログラムの検討に際しての基礎資料として、既存の行政資料に基づいて、あったかふれあいセンターが実施する主要な事業内容进行分析した。高知県下の各あったかふれあいセンターは多様な機能を果たしているものの、クラスター分析の結果から「通常デイ型」「訪問追加型」「訪問重視型」「就労支援型」「研修交流・イベント型」という5類型に分類できることが明らかにされた。当該事業自体が比較的柔軟性の高いものであるため、各センターが果たす機能の多様性に対応した実践事業の評価とセンター職員の研修プログラムを開発する必要があることが示唆された。

A. 目 的

高知県のあったかふれあいセンター（フレキシブル支援センター）では、「既存の制度では対応することが困難な状況を解消するため、（中略）子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、子育て、生活支援、介護サービス等を受けることができる拠点を整備」することを意図している。各あったかふれあいセンターは「集う」という機能を必須とし、そこに「訪ねる」「交わる」「預ける」「働く」「学ぶ」「送る」「その他」の機能を組み合わせて運営することが求められている。このため、実際には各センターで果たしている機能の組み合わせは多様になってしまい、今後の担い手の養成研修プログラムの検討に際しても、研修課題そのものを明らかにすることが容易ではない。

そこで、本研究では、今後の研修プログラムの検討に際しての基礎資料として、既存の行政資料に基づいて、高知県下のあったかふれあいセンターが主にどのような機能の組み合わせを採用しているのかを明らかにすることに

した。

B. 方 法

1. データ

各あったかふれあいセンターが、毎年、高知県庁に対して報告している「事業実績報告書」に基づいて、現在のあったかふれあいセンターにおいて、こういった事業展開がされているのかを分析した。分析には、あったかふれあいセンター事業が開始して1年目にあたる平成21年（2009年）度の事業実績報告書に記載された情報を用いた。

当該時点では、28事業所の情報を把握することができた。なお、報告書には毎月の述べ利用者や開催回数が記載されているが、ここでは全ての事業所が記載している2010年3月時点のデータを扱った。本報告書に記載されている主要な項目は図表1の通りである。なお、各項目の度数分布については、資料2に記載した。

2. 分析方法

各あったかふれあいセンターで採用している「集う」「訪ねる」「交わる」

図表 1
事業実績報告書の主要な項目

－人件費（新規雇用失業者費用、コーディネート費用）
－当該年度事業費
－新規雇用者人数
－新規雇用失業者の人件費率
－新規雇用の失業者割合
－労働者数／従事人日
－あったか機能別の開所日数（集う、訪ねる、交わる、預ける、働く、学ぶ、送る、その他）
－あったか機能別の延べ利用者数（集う、訪ねる、交わる、預ける、働く、学ぶ、送る、その他）

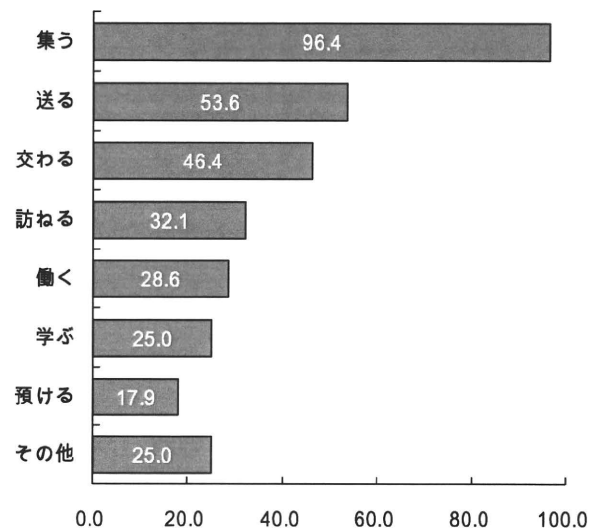
「預ける」「働く」「学ぶ」「送る」「その他」という機能に関する主要な組み合わせを検討するために、クラスター分析（階層クラスタリング、Ward法、平方ユークリッド距離）を用いた。

C. 結 果

1. 当該センターの半数程度が「送る」ないし「交わる」を実施

図表 2 は、あったかふれあいセンターで取り組まれている機能を集計したものである（複数該当）。これによると、あったかふれあいセンターで展開した事業内容は、必須要件である「集う」を除くと、「送る」と「交わる」がそれぞれ53.6%、46.4%と比較的多くなっていた。すなわち、高知県下で展開されているあったかふれあいセンターの半数程度は「送る」ないし「交わる」に関する機能を果たしていた。とくに「送る」機能は、当該事業所の送迎だけでなく、外出支援や買い物支援・代行が含まれており、中山間地域の生活を支える移動サービスという意味では、重要な機能を果たすものとい

図表 2
あったかふれあいセンターで取り組まれている事業



える。

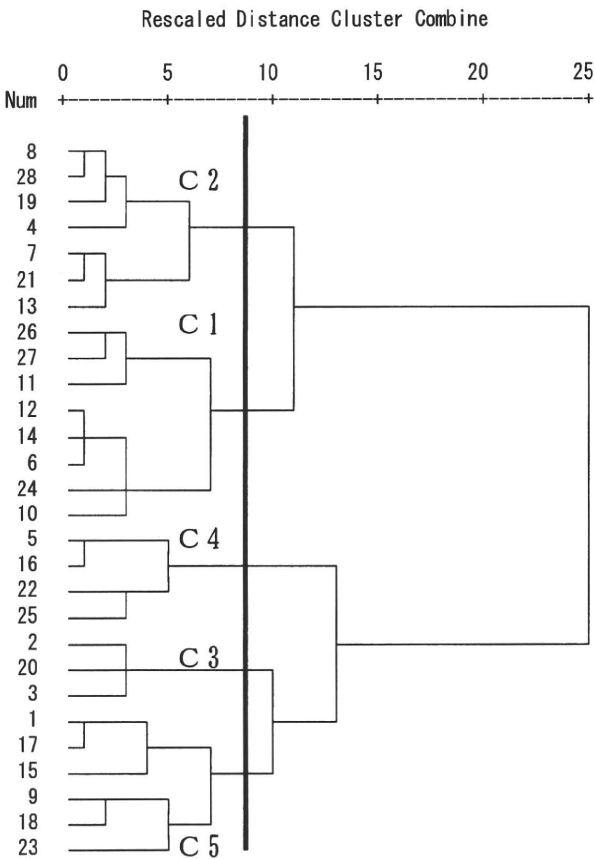
それと同時に、「訪ねる」という機能を果たすセンターが32.1%、「働く」が28.6%、「学ぶ」が25.0%、「預ける」が17.9%とその他の機能も決して少なくないという結果であった。すなわち、あったかふれあいセンター事業は、現在のところ、「集う」＋「送る・交わる」を中心にしながらも多様な機能を含みながら展開されているといえる。

2. 事業内容別にみたあったかふれあいセンターの5類型

つぎに、一つの事業所が複数の事業内容を担っていることを考慮して、主要な事業内容の組み合わせを検討した。具体的には、「その他」を含めると8つの要素があるため、論理的な組み合わせとしては252通り存在することになる。ここでは、クラスター分析を用いて取り組まれている事業内容に関する主要なタイプの抽出を試みた。

解析の結果、図表 3 に示したような樹形図を得ることができた。ここでは、最も解釈可能な分類として、5つのクラスター（事業内容類型）を採用した。図表 4 は、各クラスターの特徴を把握するために、投入した変数との関連を

図表 3 あったかふれあいセンター事業類型の樹形図



図表 4 あったかセンターで展開される主要な事業内容類型

	クラスター1 通常デイ型	クラスター2 訪問追加型	クラスター3 訪問重視型	クラスター4 研修交流イベント型	パターン5 就労支援型
該当数	8ヶ所	7ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	6ヶ所
集 う	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%
訪ねる	—	85.7%	100.0%	—	100.0%
交わる	—	—	66.7%	100.0%	—
預かる	—	—	66.7%	—	33.3%
働 く	—	—	33.3%	25.0%	66.7%
学 ぶ	—	42.9%	—	100.0%	—
送 る	62.5%	100.0%	—	50.0%	—
その他	—	—	—	—	66.7%

集計したものである。

これによると、1つ目のクラスターは「通常デイ型」と命名できる事業内容であり、一般的なデイサービスと同じく、「集う」のほかに「送る」の機能を果たしている事業群である。当該

時点では8事業所がこの類型に該当していた。これに対しては、2つ目のクラスターは、「訪問追加型」と命名できる事業内容であり、「通常デイ型」に加えて「訪ねる」の機能を果たしている事業群であった。また、この類型

に該当する事業所の半分程度が「学ぶ」を実施している点は、訪問活動に際してのボランティア等への学習会を開催していることを表すものと考えられる。

3つ目のクラスターは、「訪問重視型」と命名できる事業内容であり、送迎は実施していない、全てが「集う」のほかに「訪ねる」を行っている事業群である。この類型では「預かる」や「交わる」も実施されていた点が特徴といえる。4つ目のクラスターは、「研修交流・イベント型」と命名できる事業内容である。このクラスターに該当する全ての事業所が「集う」と同時に「交わる」と「学ぶ」を行っていた。

「交わる」は、主に関係機関との交流を指すため、これらは主に地域福祉の啓発・普及にむけた研修プログラムやボランティアの交流会などに力を入れている事業パターンと考えられる。さいごは、5つ目のクラスターは、「就労支援型」と命名できる事業内容であった。この事業パターンに該当する多くの事業所では、「集う」のほか、「訪ねる」「働く」「その他」を実施していた。なお、その他の内容として、関連事業所との交流が多く挙げられていた。

D. 考 察

本節では、多様な展開をしているあったかふれあいセンターの事業展開を集約して把握するために統計的な手法を用いて事業の類型化を試みた。本分析の結果によれば、多様な形で展開されている高知県下のあったかふれあいセンターの事業内容は、主に5つのクラスター（類型）に分類できることが示された。今後、あったかふれあいセンターの職員を対象にした研修プログラムを開発する際には、こうしたセンターそのものの一定の多様性に対応した研修目的とプログラムを設定する必要があるものと考えられる。

なお、本分析で示した諸類型が、現実的に妥当な分類であるか否かは現時点ではまだ判断することはできない。

とりわけ、そもそも形式的に提出する「事業実績報告書」に記載された情報が現実を十分に反映しているかという点で大きな限界と課題が残されている。また、分析対象ケース（事業所）が極めて少数であるため、分析結果の一般化にはさらなるデータの収集と分析の精緻化が必要である。

しかし、当該センターの導入意図との乖離や今後の重点課題を検討する上では、比較的自由度の高い「あったかふれあいセンター事業」を通じて取り組まれた多様な事業を理解可能な形で類型化することは、政策的にも実践的にも重要な作業であると考えられる。たとえば、地域福祉事業との関連では、通い機能補完型、サロン拡充型、ニーズ把握事業拡大型といった形で分類することも可能である。あったかふれあいセンターは比較的柔軟性の高い事業であるだけに、その機能は多様であるというだけでなく、実際に取り組まれている活動類型（タイプ）に対応した実践事業の評価と県行政としての支援策の検討が一層求められるものと考えられる。

第2章 全国の関連施策と「あったかふれあいセンター」への示唆

1節 都道府県による地域共生ケア支援の変遷と内容

研究協力者 奥田 佑子¹⁾
研究分担者 平野 隆之²⁾

- 1) 日本福祉大学地域ケア研究推進センター研究員
- 2) 日本福祉大学教授

研究要旨：都道府県による地域共生ケアの支援策はこれまでに13県で実施されてきており、段階的には介護保険前の創設期、介護保険後の普及期、普及が進んだのちの新たな地域福祉の展開期に区分できる。高知県あったかふれあいセンター事業は第3期に該当する。支援事業による地域共生ケアの普及においては、①事業の取り組みやすさ、②地域福祉の要素としての地域共生ケアの位置づけ、③実践者のネットワーク、④研修・セミナーによる周知と質の確保の4つが必要であることが示された。

A. 目 的

対象を横断した支援を提供する地域共生ケアを推進する支援策は、国においてはフレキシブル支援センターが最初であったが、都道府県行政においては地域福祉の推進を目的として既に取り組みられてきている。本節では、都道府県が取り組む地域共生ケア施策を概観し、高知県のあったかふれあいセンター事業までの流れを整理するとともに、県による地域共生ケア支援事業の普及において重要となる支援策のあり方を検討している。

B. 方 法

文献と各都道府県からの提供資料をもとにこれまでの地域共生ケア支援の変遷を3段階に整理した。主な資料としては、日本福祉大学地域ケア研究推進センターが2003・2004年に実施した地域福祉関連の都道府県単独事業調査および、富山県が2009年に実施した都道府県への「共生型施設への支援に関する単独事業の実施状況について（照会）」の結果を参考にしている。

さらに、代表的な取り組みとして、富山

県、滋賀県、長野県、熊本県、佐賀県、高知県の6県を取り上げ、支援内容の分析も含めた段階的な整理をおこない、各県の取り組みの特徴を明らかにしている。

こうした結果をもとに、都道府県支援における地域共生ケア普及のためのポイントとして4つの柱が必要であることを提示している。

C. 結 果

1) 県による地域共生ケア支援の変遷

都道府県による地域共生ケアの支援策を3つの段階に分けて示す。第1期が、「富山県による支援の開始」で地域共生ケアの創設期となる。第2期が2000年からの介護保険以後に富山県を参考にして他県で地域共生ケアが取り組まれる段階で、地域共生ケアの普及期となる。滋賀県や長野県、熊本県が代表的な取り組みとなっている。そして、第3期が2005年以降の「新たな地域福祉の取り組みとしての地域共生支援」の時期であり、普及期において取り組まれた、他県での成果を踏まえながらの新たな取り組みが展開される時期である。

図表 1 都道府県による地域共生ケア支援の変遷

時期区分	事業開始年	県	事業名
第1期	1996	富山県	在宅障害児(者)デイケア事業
	2000	秋田県	コンビニ型保健福祉サービス事業
第2期	2001	滋賀県	ふれあいグループホーム事業
		徳島県	ふれあいデイホーム整備事業
	2002	長野県	宅幼老所支援事業
	2003	宮城県	多機能型地域ケアホームモデル事業
		千葉県	一体型デイケアハウスモデル事業
		岐阜県	街かどふれあいプラザ整備事業
		熊本県	地域の縁側づくり事業
第3期	2005	佐賀県	地域共生ステーション推進事業
	2007	大分県	交流型デイサービスモデル事業
	2009	鳥取県	鳥取ふれあい共生ホーム整備促進事業
		高知県	あったかふれあいセンター事業

佐賀県がその代表的な例で、長野県や滋賀県で取り組まれている支援事業の要素を取り入れて、コーディネーターの配置や行政職員や議員の研修などを盛り込んでいる。さらに、2006年から介護保険に導入された「地域密着型サービス」の展開もこうした県単の流れに影響を与えている。例えば、佐賀県では、グループホームや小規模多機能型居宅介護において新たに義務付けられた「運営推進会議」の考え方を導入し、地域で課題を話し合う運営協議会を事業所が持つことが取り入れるなど、地域への展開や地域との協働の要素を強めている。高知県のあったかふれあいセンター事業も、県単独事業ではないが、この第3期に位置しており、他県の取り組みも踏まえた地域福祉の取り組みとして普及が図られている。

2) 段階区分と代表的な支援策の特徴

図表2にこうした都道府県の代表的な動きとして、富山県、滋賀県、長野県、熊本県、佐賀県、高知県を取り上げ、段階的な整理をおこなった。以下では、段階区分とともに各県の取り組みの特徴を整理している。

①第1期 富山県による支援の開始

子どもも、障害者も、高齢者もみんなが

一緒に過ごすケアの形が「富山型」といわれるように、富山県は「共生ケア」発祥の地である。1993年から「このゆびと一まれ」がはじまり、こうした先駆者たちの要望を受け、制度・施策が展開されてきた。

富山県においては「地域共生ケア」の支援事業が当初から取り組まれたわけではなく、不足している障害者サービスの対応策としての「障害児(者)デイケア事業」や、民間デイサービスを育成する「民間デイサービス育成事業」等により、共生ケアに取り組む実践者の求めに応じながら、何とか共生の形が維持できるよう運営面でのバックアップが工夫されてきたといえることができる。

縦割りの福祉制度の中で県が柔軟に支援を行い、結果、富山県では、共生型のケア実践が広がりを見せた。そのため、その実践の形だけではなく、県による支援策も含めて「富山型」として認識されており、実践と県単がセットで他県からの注目を集めている。

介護保険以前の富山県や富山市の支援は、障害者の利用補助や民間デイサービスの運営費補助であり、先行する実践の運営のバックアップという形をとっていたが、介護保険以後、事業所の運営が安定するなかで、「富山型」を全面に押しだし、積極的に普及させる施策へと転換している。介

護保険を前にした1999年「このゆびとーまれ」はNPO法人を取得し、2000年には通所介護と居宅介護支援で介護保険指定事業所となる。運営の基盤となっていた「民間

デイサービス育成事業」は介護保険に伴い廃止されたが、「在宅障害児者デイケア事業」は継続され障害児者の利用を支えている。

図表 2 地域共生ケア支援事業の 6 県比較

年	富山県	滋賀県	長野県	熊本県	佐賀県	高知県
1993年	「このゆびとーまれ」開所					
1996年	障害児者デイケア事業					
1997年	民間デイサービス育成事業（～1999）					
1998年	「民間デイサービス育成事業」の対象を障害者に拡充					
2000年		ふれあいデイサービス・ふれあいグループホーム事業				
2001年						
2002年	起業家育成講座		小規模ケア施設（宅老所）支援事業	コミュニティケアによる子育て・介護支援等体制づくり事業		
2003年	富山型デイサービス特区	みんなであったか地域ファミリーステーション事業			宅老所開設支援事業	
2004年	富山型小規模多機能デイサービス設置整備事業	「あったかほーむづくり事業」に名称変更	補助対象に生活拠点型が追加	地域の縁がわづくり推進事業		
2005年	「富山型デイサービス施設支援事業」に名称変更（既存実践も補助対象に）		「コモンズハウス支援事業」に名称変更 緊急宿泊支援事業を追加		地域共生ステーション推進事業	
2006年						支え合いの地域づくり事業
2007年		「あったかたんづくり事業」	「宅老所支援事業」に名称変更			
2009年		事業終了	安心生活支援事業の一つとして統合される	ケアを重視した「地域ふれあいホーム整備推進事業」を追加		あったかふれあいセンター事業（国庫補助：フレキシブル支援センター事業）

図表 3 富山県における地域共生ケア支援の変遷

年度	支援事業とその変遷
1993年	「このゆびとーまれ」開所
1996年	「在宅障害児者デイケア事業」開始（～現在）
1997年	「民間デイサービス育成事業」開始（～1999年）
1998年	「民間デイサービス育成事業」の対象を障害者に拡大
2002年	「富山型民間デイサービス起業家育成講座」開始（～現在）
2003年	「富山型デイサービス推進特区」取得
2004年	「富山型小規模多機能デイサービス設置整備事業」開始
2005年	名称を「富山型デイサービス施設整備事業」として拡充（～現在）

2002年には富山県と民間デイサービス連絡協議会が協働する形で「富山型民間デイサービス起業家育成講座」が開催される。県の支援事業の中で、初めて「富山型」を全面に打ち出す事業となる。この講座は毎年継続され「このゆびと一まれ」から始まった富山型デイサービスの理念や考え方を実践者自らが伝える場となり、次の担い手を生むきっかけとなっている。その後、2003年には富山県が「富山型デイサービス推進特区」を取得し、知的障害者や障害児も制度のなかで介護保険通所介護を利用することが可能になった。さらに2004年からは「富山型小規模多機能デイサービス施設支援事業」が創設され、富山型を新たに立ち上げる事業所に対してハード面での補助を行うという積極的な推進策を行っている。

積極的に富山型を推進するにあたっては、ケアの実態や効果についての検証が必要となってくることから、富山県では2004年度から2か年にわたり「富山型デイサービス施設調査研究委員会」を設置し、実態調査や効用の研究が行われた。さらに普及においては、質の確保が課題となることから、そのための取り組みとして2005年度には、施設整備事業に加えソフト事業関連への支援を充実させている。研修会の開催だけでなく、自己点検の実施やフォーラムの開催など、共生ケアの周知や広報と質の確保が同時進行する総合的な支援策を展開している。また、新規に立ち上げを行う事業所だけでなく、既存の実践に対しても機能向上を目的に住宅改修のための費用を補助したり、環境改善のための備品購入費を補助するなど、実践者から積み上げられてきた富山型の歴史を尊重し継続する姿勢をみてとることができる。

②第2期 介護保険制度後の地域共生ケアの波及

実践が先行した富山県に対して、行政による積極的な推進策は惣万氏の理念に感銘を受けた他県の取り組みが先行する。その先駆けが歴史的にも障害者施策の先進県として知られる滋賀県である。滋賀県は、介護保険を控え、措置から契約へと福祉が大きく変化する中で、新しい福祉サービスの形として「富山型」に注目した。出会い

は1999年10月、当時、滋賀県の健康福祉部部長が日本経済新聞夕刊に載った「富山型デイサービス」の記事を見たことによる。さらに、実際に富山県を訪れ、「このゆびと一まれ」を見たことでその思いは確信へと変わる。これまで縦割りで整備してきた福祉を、地域中心で考えた時、そこには高齢者も障害者も子どももいることが普通で当たり前のことであると考え、おのずと富山方式にたどりついた。

そこから、縦割り福祉の垣根を超える補助制度への模索が始まるが、「ふれあいデイサービス・ふれあいグループホーム事業」（2000年）では思い描いていたふれあいは実現できなかった。その後「あったかほむづくり事業」を立ち上げ、より広く地域での共生を目指した事業へと進化している。当初は、デイサービスの場のなかでの共生を目指した内容となっていたが、多様な事業を展開するなかで地域全体の共生を目指す事業内容へと変化している。また国の事業を活用して、拠点にコーディネーターを配置する人件費を盛り込んでおり、拠点と地域とをつなぐ仕掛けも導入している。その後、2007年には、「あったかたんづくり事業」へと変更されたが、2009年に事業を終了している。

介護保険以後、こうした支援が増えるなかで、最もインパクトの強い事業が長野県の「小規模ケア施設（宅幼老所）支援事業」（2002年）である。「宅幼老所」は「宅老所」の取り組みを基盤に子どもや障害者の意をもつ「幼」を加えた「共生型宅老所」といえる。地域に密着してきた宅老所のよさを活かして小学校区に1つの整備目標を掲げ、福祉コミュニティづくりの拠点としての位置づけを目指した。

この「宅幼老所支援事業」は田中康夫前知事が愛知県高浜市の宅老所でお年寄り子どもと一緒に過ごす姿に感動したことがきっかけとなり、それまでの長野県宅老所・グループホーム連絡会が行ってきた行政の理解を求める活動の蓄積が「共生」という形で実を結んだものである。高浜市では市長が惣万氏の講演に感銘を受けたことから宅老所整備が始まっており、その意味では長野県も富山県や惣万氏からの影響を受けているといえる。「小規模ケア施設（宅幼老所）支援事業」は、2005年に

「コモンズハウス支援事業」に名前を変え、地域の拠点としての意味を強めるなどの変更が加えられている。知事が現在の村井知事になって以降は、再び名称が「宅老所支援事業」に変わったが、支援は継続して行われ、2007年時点で、362か所設置されるに至っている。

2000年以降の動向としてもう一つ注目されるのは、共生ケアを地域福祉支援計画の中に位置づけ、地域福祉資源として推進しようとしている熊本県の取り組みである。2000年の社会福祉法の改正により、都道府県には地域福祉支援計画の策定が、市町村には地域福祉計画の策定が求められるようになった。いくつかの県の地域福祉支援計画においては、共生ケアを内容に含む形での計画の策定がされているが、熊本県は計画全体の目標として「地域共生」を掲げている点が注目される。また、計画には共生型の小規模多機能ケアの具体的な目標数を掲げ、明確にその方向を打ち出している。なお、計画書においては「共生ケア」の事例として「このゆびと一まれ」が紹介されている。

このように、共生ケアプログラムの全国的な普及の背景には、「このゆびと一まれ」が直接的・間接的影響を見て取ることができる。「このゆびと一まれ」の代表者である惣万氏のメッセージを行政が解釈し、自分の県でもそうした理念やケアの形を押し進めようとする姿が垣間見える。また、滋賀県、長野県、熊本県のいずれにおいても、事業の背景には地域で実践を積み重ねてきた宅老所や県の連絡会の存在があり、県は支援事業を通して、そうした実践の芽を育てようとしているということができた。

③第3期 新たな地域福祉の取り組みとしての地域共生支援

介護保険において地域密着型サービスが導入されるなど、国の制度福祉にも新たな地域への展開がみられるなかで、地域共生ケアの支援にも変化が見られてきた。それが2005年から始まる佐賀県での「地域共生ケアステーション推進事業」からである。この時期の支援事業の特徴は、他県の事業を参考に普及の要素を取り入れている点と、住民が福祉や介護事業に係わりを持て

る仕掛けを導入し、より地域密着の運営を目指そうとしている点である。

佐賀県は、もともと宅老所のネットワークがあり、県も2003年から「宅老所開設支援事業」として、宅老所の支援をしてきたが、2005年からは、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう多様な福祉サービスの地域拠点を、圏域ごとに整備する取り組みを始めた。それが、「ぬくもいホーム」である。施設整備に加えてアドバイザー派遣を行うなど、長野県での宅老所支援事業の要素を取り入れている。

さらに、2007年から、宅老所のぬくもいホームへの移行を促進するねらいもあり、この2つの事業を統合し、「地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業」として一体的に推進する体制をとっている。この時点から、地域住民のニーズにこたえ、住民が運営に参加できるようにする仕掛けとして「運営委員会」の設置や事業運営に係る有資格者の配置を義務付け、地域福祉の拠点へと発展させようとするねらいが明確になってきている。

高知県では2009年から、国のフレキシブル支援事業を活用して、地域共生の考え方を取り入れた事業を県下全体に広げる動きがみられる。他の県が県単で実施しているのに対して、国の補助事業という点では全く異なるが、実施内容は他県のものを参考にしており、コーディネーターの配置や運営協議会を置くなど、これまでの滋賀県や佐賀県の取り組みを取り入れ、普及を図っている。また国の事業の主旨が、雇用対策を含んでいることもあり、ヘルパーやボランティアの養成を担う機能も付加されており、新たな地域福祉拠点としての要素とみることができる。国の補助は3年間の期限つきのため、3年後の事業修了後、人件費の補助を継続するかどうかは課題となっている。

こうした取り組みは、すでに事業を実施していた県のなかでも、事業の発展型として新たに取り入れる動きも出ている。熊本県では、2009年度からこれまでの「縁がわづくり事業」に加えて、縁がわにケアの機能を充実させるためのプログラムを付加した「ふれあいホーム」支援事業が創設さ